

規制の事前評価書

政策の名称	小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給制度の創設に伴う指定医・指定小児慢性特定疾病医療機関制度の創設	担当部局名	雇用均等・児童家庭局母子保健課	作成責任者名	母子保健課長 桑島昭文	評価実施時期	平成26年2月
法令案等の名称・関連条項	児童福祉法の一部を改正する法律案(平成26年通常国会提出予定)						
規制の目的、内容及び必要性等	小児慢性特定疾病児童等に係る医療費助成の制度を、公平かつ安定的な社会保障給付制度とするため、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に対して医療費を支給する制度を創設することとしています。創設にあたっては、小児慢性特定疾病児童等の保護者が医療費支給認定を申請する際に必要となる診断書を作成できる医師及び医療費支給の対象となる医療を実施することができる医療機関を都道府県知事が指定することとします。小児慢性特定疾病の診断等には専門的な知識が必要であり、また、適正かつ公平な公費負担医療の実施のため、このような規制が必要です。						
想定される代替案	保険医、保険医療機関であれば、診断書の作成や医療費助成の対象となる医療を行えることとする。						
規制の費用(注)	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	小児慢性特定疾病児童等の保護者が医療費支給認定を申請する際に必要となる診断書を作成しようとする医師及び医療費支給対象となる医療を行おうとする医療機関は、申請書作成等、都道府県知事の指定や指定の更新を受けるため申請に係る費用が発生します。ただし、これらの都道府県知事の指定は、小児慢性特定疾病児童等の診断や治療を指定医、指定小児慢性特定疾病医療機関だけが行えるようにするものではなく、あくまで医療費支給に係る診断書の作成や医療を行える医師、医療機関を指定するものであり、医師や医療機関の医療行為自体を制限するものではありません。	保険医、保険医療機関の指定・更新のための申請に係る費用が生じるのみです。					
2 行政費用	医師や医療機関を指定するための費用、またそれらの医師や医療機関が適切な行為を行っているかどうかを監督するための費用が生じます。	保険医であれば誰でも小児慢性特定疾病の診断ができるというわけではなく、診断書の内容の信頼性が担保できなくなるため、診断書の内容が適切かどうか判定するための費用が新たに発生します。また、医療機関を指定しない場合には、どの医療機関で小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給制度の対象となる医療を行っているか把握するための費用が新たに生じます。さらに、医療費支給に関して不適切な行為を行っていても、保険医・保険医療機関として不適切な行為を行っていない限り取り締まることができないため、適正な公費負担医療を実施できないおそれがあります。					
3 その他の社会的費用	医療費支給制度を利用しようとする小児慢性特定疾病児童等は、都道府県知事の指定を受けた医師や医療機関を受診しなければならなくなるため、アクセスが制限される場合があります。しかしながら、指定医や指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾病児童等が不利益を被らないよう十分な数が指定されるよう、指定要件の設定等にあたって配慮することとしています。	小児慢性特定疾病児童等が医療費支給に関して不適切な行為を行っている医師や医療機関において受診した場合には、適切な診断や治療を受けられず不利益を被るおそれがあります。とくに申請時に提出した診断書が、行政により不適切と判断された場合には、再度、別の医師の診断を受けなければならず手続的にも費用的にも不利益を被るおそれがあります。					
規制の便益(注)	便益の要素	代替案の場合					
	医師や医療機関を都道府県知事が指定することで、公費負担医療の適正性・公正性が担保され、小児慢性特定疾病児童等も適切な診断や治療を受けられることとなります。また、医療費支給認定の際に提出された診断書は小児慢性特定疾病の治療研究にも活用されることから、適切な診断に基づく診断書は、小児慢性特定疾病の治療研究の発展にも寄与します。	医師や指定小児慢性特定疾病医療機関の申請の手続、都道府県知事の指定の手続が不要となり、事務量の軽減に寄与します。しかしながら、それによって、患者が適切な診療をうけられなくなるおそれや公費負担医療の適正性が担保されなくなるおそれがあります。					

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>本規制により、国民、関連業界、社会に対する便益は増加します。一方、想定される費用は、指定及び指定更新の申請に係る費用、指定及び指定更新に係る費用、小児慢性特定疾病児童等が医療費支給に関する診断・治療を受けられる医師・医療機関が限定されること(ただし、患者が不利益を被らない程度の医師や医療機関が指定されるよう、指定要件等を定める方針)です。小児慢性特定疾病の診断等には専門的な知識が必要となることから、そのような知識を持った医師を都道府県知事が指定しないと、小児慢性特定疾病児童等が適切な診断を受けられないおそれがあり、また適正かつ公平な公費負担医療の実施にも支障を及ぼすおそれがあります。また、医療機関を指定しない場合には、医療費支給の対象となる医療として不適切な診療を行った場合に取り締まることができないため、適正かつ公平な公費負担医療の実施を妨げるおそれがあります。よって、小児慢性特定医療費支給制度において、診断書を作成することができる医師や医療費支給の対象となる医療を行える医療機関を指定することは、適切な手段であると考えられます。</p> <p>また、本規制と想定される代替案の便益を比較します。本規制により、適正かつ公平な公費負担医療制度が担保され、国民、関連業界、社会に対する便益は増加します。一方、代替案においては、小児慢性特定疾病児童等の医師・医療機関へのアクセスは制限されないものの、適正かつ公平な公費負担医療が十分に担保されるとはいえず、本規制よりも得られる便益は小さいと考えられます。</p> <p>さらに、本規制と想定される代替案の費用を比較します。本規制により、医師・医療機関・行政の事務負担は増大し、小児慢性特定疾病児童等の医師・医療機関へのアクセスが一定程度制限されるものの、その程度は運用面での工夫等により一定程度に抑えられると考えられます。また、適正な公費負担医療を担保するため、医師や医療機関を指定することは、医師や医療機関を指定せずに、公費負担医療の適正性・公平性を担保されるよう監視することよりもはるかに容易です。また、患者が適切な医療の機会を逸失する事態が生じ、国民の健康が損なわれます。よって、代替案においては本規制よりもかかる費用は大きいと考えられます。</p> <p>これらのことから、本規制は代替案よりも優れていることが分かります。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>平成25年12月13日に社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会において、慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方についての報告書が取りまとめられ、その中では、申請する際の診断書を作成する医師を指定することとされています。また、指定医療機関については、患児とその家族の利便性や医療の継続性の観点から、原則として、現在、患児に対する医療の給付を委託されている医療機関が引き続き幅広く指定されるようにすることとされています。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>児童福祉法の一部を改正する法律案において、法律の施行後5年を目途として、施行状況等を勘案しつつ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要措置を講ずるものとされています。</p>